

○総務省令第九十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第六十条の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月十二日

総務大臣 片山 善博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項の表一の項(六)及び(七)を次のように改める。

- (六) 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表(3)（義務船舶局等の場合に限る。）
 - (七) 海岸局及び特別業務の局の局名録(3)（国際航海に従事する船舶の義務船舶局等の場合に限る。）
- 第三十八条第一項の表一の項中(八)及び(九)を削り、(十)を(八)とし、(十一)を(九)とし、(十二)を(十)とし、同表二の項中「(六)から(八)まで」を「(六)」に改め、「(2)」を削り、「(十)」を「(八)」に改め、同表三の項中「(十一)」を「(九)」に改め、同表八の項中「(十一)」を「(九)」に改め、同条第五項中「海上移動業務において使用されるアルファベット

